

令和3年12月 6日 開会  
令和3年12月21日 閉会  
(定例会第10回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 217 号

令和 3 年第 10 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 3 年 11 月 30 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 3 年 12 月 6 日 (月) 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

---

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聰
野 口 俊 明	米 本 隆 記

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 1 日 )

令和 3 年 12 月 6 日 ( 月 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

令和 3 年 12 月 6 日 午前 10 時開会

1 開会 ( 開議 ) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 113 号 大山町債権管理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 114 号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 115 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 116 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 117 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 118 号 大山町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 10 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について

( 大山町観光交流センター )

日程第 11 議案第 120 号 公の施設の指定管理者の指定について

( 大山町社会体育施設等 )

日程第 12 議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について

( 大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園 )

日程第 13 議案第 122 号 工事請負契約の締結について

( 旧庄内小学校北側校舎解体工事 )

日程第 14 議案第 123 号 工事請負変更契約の締結について

( 中山第 2 配水池新設工事 ( 配水池設置 ) )

日程第 15 議案第 124 号 財産の処分について ( 大山町押平地内土地 )

日程第 16 議案第 125 号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について

日程第 17 議案第 126 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算 ( 第 9 号 )

日程第 18 議案第 127 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )

日程第 19 議案第 128 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

( 第 4 号 )



## 午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。討論会のテーマは 「地域社会をどう守るか」 です。

討論会の期日は、12月17日金曜日の午後1時30分から、2時間程度を予定しています。当日は大山チャンネルで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますようお願いいたします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してください。

---

### 開会宣告

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、令和3年第10回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これから、議長及び町長の諸般の報告のあと、町長から本定例会に提出されました各議案の提案理由の説明を受けますが、日程第13、議案第122号 工事請負契約の締結について（旧庄内小学校北側校舎解体工事）から日程第15、議案第124号 財産の処分について（大山町押平地内土地）までの3議案と日程第27、議案第136号 副町長の選任についての計4議案については、本日、質疑・討論・採決まで行いますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、15番 野口俊明議員、1番 小谷英介議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月21日までの16日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に、9月定例会において可決した意見書は、9月24日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告と報告第15号 長期継続契約締結の報告について、計2件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。本日からの12月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年12月定例議会における政務報告として9月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まずは、総務課関係の職員採用試験についてです。

令和3年度第2回大山町職員採用試験を11月23日に実施し、一般事務2名、保育士2名、保健師1名、社会福祉士1名の採用を決定いたしました。

次に、大山町防災訓練（避難所運営訓練）についてです。

11月26日に災害対応能力の向上を目的として、中山公民館で、風水害を想定し、新型コロナウイルス及びノロウイルス感染症対策を講じた避難所の開設から運営に至る訓練を実施しました。

続きまして、地籍調査課関係の令和2年度に2年目工程を終了した地区の登記についてです。令和2年度に2年目工程を終了した中山地区の高橋の一部と大山地区の佐摩及び今在家の各一部の法務局登記が終了しました。

続きまして、社会教育課関係の文化祭の実施についてです。

第14回大山町総合文化祭を10月30日、31日に実施しました。今年度もステージ発表は屋外のみ、物販はテイクアウトのみ、展示は一方通行にするなど新型コロナウイルス感染症対策に配慮して実施し、2日間で2,600人に御来場いただきました。

また、新たな試みとして観光課による電動アシストつきマウンテンバイクの試乗体験会を行いました。

続きまして、建設課関係の交付金事業についてです。

町道・安原淀江線改良工事及び町道殿河内林ノ峰線改良工事を発注し、請負施工中で

あります。

次に、公共土木施設災害復旧事業についてです。

町道神田上大山線災害復旧工事を発注し、請負施工中であります。

続きまして、観光課関係の文化財の公開活用についてです。

日本遺産認定5周年・大山寺旧境内史跡指定5周年を記念し、企画展「祈りの山の石垣に込められた思いから史跡指定5周年、大山寺旧境内の歩み～」を9月4日から10月3日まで、県立大山自然歴史館で開催し、約600人の来場がありました。

次に、所子伝統的建造物群保存地区トイレ設置についてです。

来訪者が利用できるトイレがなく、長年にわたって仮設トイレで対応しておりました国選定所子伝統的建造物群保存地区において、トイレ設置工事が完了し、重要文化財門脇家住宅秋の一般公開に合わせ供用を開始しました。

次に、日本遺産サミットについてです。

11月13日、14日に石川県小松市で開催された「日本遺産サミット in 小松」に参加し、公開講座での発表を行いました。併せて、パネル展示や「大山ご縁地蔵」作り体験コーナーを出展し、「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」をPRしました。

続きまして、健康対策課関係の新型コロナワクチン3回目接種についてです。

新型コロナワクチン3回目接種に向けて、10月7日及び11月26日に、大山町新型コロナウイルスワクチン接種調整会議を開きました。接種券の発送につきましては、医療従事者等及び高齢者施設入所者、従事者は、今月8日から順次行ってまいります。

また、そのほかの町民の方へは、2回目接種終了時期に応じて、来年1月中旬以降、順次接種券を発送し、2月上旬から集団接種を行っていく予定です。

最後に、水道課関係の水道についてです。

名和第3水源整備工事ほか2件の工事を発注し、請負施工中であります。

次に、下水道についてです。

旧名和第3及び第4中継ポンプ場制御盤更新工事ほか2件の工事を発注し、請負施工中であります。

続きまして、報告第15号長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、契約を締結いたしましたので、議会に御報告するものであります。契約の内容等につきましては、御手元に配付しております長期継続契約締結報告書のとおりであります。

以上で報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第113号～日程第12 議案第121号

○議長（米本 隆記君） 日程第4、議案第113号 大山町債権管理に関する条例の制定

についてから、日程第 12、議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町中山温泉生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園）までの 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 113 号 大山町債権管理に関する条例の制定については、町の債権の管理の適正を期するため、この管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものでございます。

この条例の施行は令和 4 年 4 月 1 日からとしています。

続きまして、議案第 114 号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としましては、固定資産税の課税免除をする対象業種に新たに、情報サービス業等を追加し、新たに設備の不足等をした場合の対象となる取得価格の合計を 500 万円以上に引き下げる等の所要の改正を行うものであります。

この条例は公布の日から施行することとしています。

続きまして、議案第 115 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例については、現在、住宅新築資金等貸付け事業に係る歳入歳出を明らかにするために、大山町住宅新築資金等貸付け事業特別会計を設けておりますが、令和 3 年度で起債の償還が完了し、令和 4 年度からは、歳出予算を計上する必要がなくなるため、これを廃止するものであります。

続きまして、議案第 116 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 3 年 6 月 11 日に、政令が令和 3 年 9 月 10 日に公布されたことに伴い、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、全世帯の未就学児に係る均等割保険税について、その 5 割を軽減するものであります。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしています。

続きまして、議案第 117 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の改正が行われ、出産育児一時金の額が改正されたことから、大山町国民健康保険の出産育児一時金について、同額となるよう改正するものであります。

この条例は令和 4 年 1 月 1 日から施行し、施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によることとしております。

続きまして、議案第 118 号 大山町過疎地域持続的発展計画の策定については、旧過



疎法が令和 3 年 3 月に期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、同法に基づき、過疎地域である本町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展市町村計画を定めるものであります。

この過疎地域持続的発展市町村計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画になりますが、この計画を議会の議決を経て策定する必要があるために提案するものでございます。

計画の内容につきましては、同法第 8 条第 2 項で規定されております項目ごとに、1 が基本的な事項、2 が移住定住・地域間交流の促進、人材育成、3 が産業の振興、4 が地域における情報化、5 が交通施設の整備、交通手段の確保、6 が生活環境の整備、7 が子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、8 が医療の確保、9 が教育の振興、10 が集落の整備、11 が地域文化の振興と、12 が再生可能エネルギーの利用の 12 項目であります。

1 につきましては、町の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展の基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合という構成で策定しております。

2 から 12 までにつきましては、それぞれの現況と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画との整合という構成で策定してございます。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定については、大山町観光交流センターの管理について、指定管理者の指定を行うため、大山町公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第 5 条に基づき、指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、道の駅大山恵みの里として活用され、駐車場、トイレ、情報提供設備を有するほか、本町が誇ります大山の恵みを購入していただける物産販売コーナー、大山の恵みを食材として利用した軽食喫茶コーナーなども併設し、大山町の良さを広めていく、アンテナショップとして位置づけているところであります。

このため、本施設におきましては、この施設の特質を考慮し、大山町御来屋 328 番地、一般財団法人大山恵みの里公社理事長、山口隆之を公募によらない候補者として選定いたしました。

御承知のとおり、大山ブランドの確立、町内製品の販路拡大、生産者の組織化などに成果を出しており、先ほど述べました本施設の運営目的達成には最適な団体であると考えております。

なお、指定管理の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から、令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間

としております。

続きまして、議案第 120 号 公の施設の指定管理者の指定については、大山町社会体育施設等の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、平成 31 年 4 月から、株式会社チュウブを指定管理者として管理を委託してまいりました。現契約期間が、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了することから、改めて、今後 3 年間の指定管理者を、本年 9 月 30 日から公募したところ、11 月 1 日の応募期限までに、1 社から申請がありました。11 月 11 日に、指定管理者選定委員会に審査をお願いし、その結果を踏まえて協議した結果、社会体育施設等の指定管理者を、次のとおりとしたく、提案するものです。

指定管理者としたい団体は、琴浦町大字逢東 1061 番地 6、株式会社チュウブ代表取締役社長、小柴雅央。指定管理の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。

続きまして、議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定については、大山町中山温泉館・生活創造館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園)の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、民間事業者の能力を活用し、地域住民等に対する健康増進、生涯学習の充実やレクリエーション等の便宜を供与し、地域福祉の増進を図ることを目的に、平成 19 年度から指定管理者による施設管理を行ってまいりました。

今回、平成 31 年 4 月 1 日から開始しています 5 期目の指定管理期間が、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了することから、改めて、今後 5 年間の指定管理者を本年 9 月 30 日から公募し、10 月 12 日に現地説明会を実施しましたところ、11 月 1 日の応募期限までに、1 社から申請がありました。

11 月 11 日に指定管理者選定委員会に審査をお願いし、その結果を踏まえて、候補者との協議の結果、大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園の指定管理者を、次のとおりとしたく、提案するものであります。

指定管理者としたい団体は、米子市尾高 781 番地 9、株式会社かいけ。代表取締役新開雄一。指定管理の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第 13 議案第 122 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 122 号 工事請負契約の締結について(旧庄内小学校北側校舎解体工事)を議題とします。

本議案は、本日、質疑、討論、採決まで行います。提案理由の説明を求めます。

竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 122 号 旧庄内小学校北側校舎解体工事に係る工事請負契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、令和 3 年 9 月議会定例会で予算を議決いただいたもので、令和 3 年 11 月 15 日に 6 業者を指名し、競争入札を実施したところ、税込み金額 8,107 万円で、大山町松河原 218 番地、有限会社松本建設、代表取締役、松本将治が落札し、令和 3 年 11 月 29 日付けで、工事請負仮契約を締結したところであります。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和 4 年 3 月 25 日までとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい、すいません。確認なんですけれども、本契約の予定価格は事前にこれは公表されておるものでございましょうか、伺います。

○財務課長（井上 龍君） 議長、財務課長。

○議長（米本 隆記君） 井上財務課長。

○財務課長（井上 龍君） 失礼します。予定価格は公表しております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 122 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 123 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 123 号 工事請負契約変更契約の締結について、中山第 2 配水池新設工事配水池設置を議題とします。

本議案は、本日、質疑、討論、採決まで行います。提案理由の説明を求めます。

竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 123 号 工事請負変更契約の締結については、令和 3 年 8 月 11 日付で締結した中山第 2 配水池新設工事について、令和 3 年 9 月 24 日付けで変更仮契約を締結したところであり、この工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、配水池の流入水量を自動制御することに必要となるフロート弁 4 基を新たに設置するもので、変更契約金額は、当初契約金額から 368 万 7,200 円を増額して、6,968 万 7,200 円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（15 番 野口 俊明君） 議長、15 番。

○議長（米本 隆記君） 15 番、野口議員。

○議員（15 番 野口 俊明君） このフロート弁 4 基の設置に伴う増額ということですが、当初からこういうことは分かってたんでないでしょうか。そのことについてお伺いいたします。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） 議員御指摘のとおりであったかもしれませんが、当初は、手動で制御する予定にしておりましたけれども、やはり手動では、不慣れな職員であるとなかなか難しいということがございまして、自動で制御できるようにフロート弁をすることにしたものでございます。以上でございます。

○議員（15 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15 番 野口議員。

○議員（15 番 野口 俊明君） 内容は、分かりました。今後、いろいろこういう事態が想定されること多々あると思うんですけど、やっぱり、想定自体をちゃんと計画の中に入れてやられるべきでないかなと思います。もう、こういうふうな状況というのは、何ていうか、あんまりにも設計上の考え方がずさん過ぎるような気がするんですけど、どうですか。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） はい、議員御指摘のとおり、設計段階の間から、十分に協議をして進めていくべきだったと思っております。

今回の変更につきましては、このフロート弁のほかにあと通気口もありまして、これ

も、当初は普通のものでございましたけれども、この地域に合わせますために、積雪地使用に変えたところがございます。これについても同じように、十分設計の段階から注意しておくべきだったと反省しております。以上です。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） まあ、分かりました。この件について、外部委託で設計しておられるのか、内部で設計しておられるのか、そのことについてお伺いしたいと思いますが。とにかく外部に出されるにしても内部にしても、今、先ほど課長も言われたとおり、やっぱり、もう一步の検証というか、そういうものを庁舎内で考えてやられなくちゃいけないんじゃないかと思うわけでありまして。

以上、答弁お願いします。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） はい、内部で設計したものではなく、外部に業務を、委託業務を発注したものでございまして、設計の段階で業者のほうと十分に詰めて行うべきものでございました。申し訳ありません。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 2、3質問したいと思います。

先ほどの件ですけれども、人がその都度、制御するっていうのは本当にできるはずがないんでこれ自動制御は常識だと思いますんで、今後気をつけていただきたいと。

2、3質問いたします。

フロート弁4基、新たに設置ということですが、9月の補正で中山第2配水池整備工事において建設予定地の地盤が悪く、施工に当たり対応が必要となったこと。また、今後の維持管理を考えて、水源からの地への流入を自動制御することにし、それらの費用にとして243万8,000円、9月議会で補正されております。

今回の補正と前回の補正とどういう違いがあるんですか。

それと、フロート弁4基ということですが、配水池は、10メートル掛ける9メートル掛ける高さ4メートルで、ステンレスの層が二つ、池が二つ、ということですが、フロート弁4基ということは、管路が2本ずつということなんですか。

どうしてお考えでしょうか。以上、お願いいたします。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） はい。9月議会の水道事業会計の補正についてでございま

すけれども、今ちょっとその資料を手元に持ってはいないところなんですけれども、中山の第2配水池、場内整備の工事とこの本体設置の工事と、既に終わりましたけれども、地盤改良の工事をしておりました。安全性につきましては、場内整備の工事の関係で、取り組んでおります。

流量につきまして、今回の提案の案件でございます。金額が違いますのは、当初予算もありました関係であり、受け差もありましたので、金額が異なっているところでございます。

あとフロート弁のことでございますけれども、中山の第2配水池は、二つの水槽に分かれております。で、中山の第2配水池でございますけれども、三つの系統から水が入るように計画しております。1番メインになりますものが、中山の第2水源、旧中山保育所のところにある水源でございますけれども、これにつきましては、配水池の水位が低下すれば、ポンプがかかり送るというふうになっております。で、残りの2系統につきまして、今回、そのフロート弁を二つの水槽がありますので、合計4つ付けるというものでございます。以上です。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） もう一度確認しますが、9月のこの243万8,000円の補正は、フロート弁そのものじゃなくて、地盤のほうの関係ということですか。もう一度。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） 両方でございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） 両方というのがよく分からないんですけども、今回のこの368万7,200円と、前回と合わせた金額ということですか。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） はい、予算が不足するというので9月議会にかけさせていただきまして、当初予算と9月の補正と合わせて、今回、変更契約の増額をしたところでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。いろいろ質疑が出ておりますけども、今回提出さ

れている説明資料では、仮契約書の1番上の分だけしか出ておりません。

それだけでは、どのようなところをどうした変更をしたのかという、先ほどから質問が出ておりますようなことでは分かりません。質問しなきゃ分からないような資料じゃなくて質問が無いような資料をつくっていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） はい、議員御指摘のとおり、ちょっと添付すべき書類が不足しておったなということで反省しております。変更につきましては、先ほど説明させていただいたところでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第123号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第124号

○議長（米本 隆記君） 日程第15、議案第124号 財産の処分について（大山町押平地内土地）を議題とします。

本議案は、本日、質疑、討論、採決まで行います。提案理由の説明を求めます。

竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第124号 財産の処分については、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本案は、大山町押平地内の土地3筆、合計面積1万6523.67平方メートルを売却するもので、本件物件は、平成31年に太陽光発電所に使用することで、CS鳥取大山2、合同会社へ20年間、年額155万3,100円で貸付けをしておりましたが、このたび、売払いの御希望があり、東京都新宿区西新宿2の1の1、新宿三井ビル50階CS鳥取大山2、合同会社、代表社員 一般社団法人、ティーダホールディングス6、職務執行者 海老

原英征へ売却するものであります。

売却価格は3,304万7,340円で、令和3年11月18日に土地売買仮契約を締結しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第124号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第124号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第125号

○議長（米本 隆記君） 日程第16、議案第125号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてから、日程第26、議案第135号 令和3年度大山町水道事業会計補正(第4号)までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第125号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議については、令和3年度末をもってうなばら荘が廃止されることに伴い、当該施設に係る財産処分に関し地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案第126号 令和3年度大山町一般会計補正予算(第9号)については、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に関して集団接種等を実施するために必要となる経費や、名和クリーンセンター修繕工事などの新規計上、ふるさと応援寄附金事業や障害者自立支援事業の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第9号は、既定の歳入歳出予算の総額に3億9,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億9,241万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第127号 令和3年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、保険給付費として療養費の増額、国保資格の遡及異動に伴う国保税還



付金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、205万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22億774万5,000円とするものです。

続きまして議案第128号 令和3年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）については、診療所医師の診療手当、正職員及び会計年度任用職員の時間外勤務手当等の人件費、並びに大山診療所の修繕料及び機器借上料の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算をそれぞれ358万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億4,299万7,000円とするものです。

続きまして、議案第129号 令和3年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入では主に一般会計繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合への負担金の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、248万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、2億2,770万円とするものです。

続きまして議案第130号 令和3年度大山町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、保険給付費の追加が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億1,583万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、24億816万5,000円とするものであります。

続きまして議案第131号 令和3年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、消費税及び地方消費税の納税額が増加したことによる公課費の増と、処理施設、設備等の故障に伴う修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ281万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,676万5,000円とするものです。

続きまして、議案第132号 令和3年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、消費税及び地方消費税の納税額が増加したことによる公課費の増と、処理施設、設備等の故障に伴う修繕料が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,633万4,000円とするものです。

続きまして、議案第133号 令和3年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では繰越金の増額、歳出では消費税及び地方消費税の納付額が増加することによる公課費の増額と積立金、予備費の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,383万4,000円とするものです。

続きまして、議案第134号 令和3年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、中山地区において、新たな宅地造成を実施するための用地取得費71万1,000円を追加するものであります。

また、歳入歳出において繰越金及び一般会計繰出金の増額により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ605万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,135万

2,000円とするものであります。

続きまして、議案第135号 令和3年度大山町水道事業会計補正予算（第4号）については、資本的支出の補正として、翌年度以降に所子地区で配水管の布設を計画していましたが、この計画の一部を今年度に前倒しで実施するため、602万8,000円の増額補正をするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第27 議案第136号

○議長（米本 隆記君） 日程第27、議案第136号 副町長の選任についてを議題とします。

本議案は、本日、質疑、討論、採決まで行います。提案理由の説明を求めます。

竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第136号 副町長の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、小谷副町長が、令和3年12月31日をもって任期が満了し、鳥取県に帰任されることに伴い、本町の副町長として、吉尾啓介さんを新たに選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

吉尾啓介さんは、昭和32年5月生まれで64歳、大山町御来屋の御出身で、昭和55年、文部省、元文部科学省奉職以来、国際学術課長、競技スポーツ課長、文化庁国際課長、大臣官房国際課長、日本スポーツ振興センター理事などを歴任され、教育文化行政の進展に御尽力されるなど、人格、識見とも適任と考えるものであります。

なお、任期は令和4年1月1日から、令和7年12月31日までの4年間でございます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。ただいま副町長の選任についての御説明いただきました。私も、ちょっとこの方をすごく知ってるわけではないので、幾つかちょっと質疑をさせていただきます。

ちょっと全協で聞きそびれたんで、識見、人格ともに適任だということだったんですけど、町長が思われる、どうしてこの方を選んだのかということをもう少し詳しく聞きたいということと、なぜ、外部からということですね。現在の町民執行部に適正人材はいなかったのかっていうのが2点目です。

3点目は、もし町長との御関係性があれば、無理のない範囲で教えていただきたい。これはなぜそういう質疑をさせていただくかということ、とても重要なポジションだとい

うふうに認識しております。町長に何かあった際に、代理人として町長と同じ役割をするようなポジションだと思いますので、町長との連携がしっかりとれるような方なのかというところを外部からの人材だということで安心材料として聞かせていただければなというふうに感じています。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。選任理由としては先ほど述べさせていただいたことが全てでございます。また、外部の人材ということですが、いろいろ検討した結果、このような選任となっております。連携はしっかりできるものと考えております。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 恐らくこの場ではちょっと言いづらい内容なんですか、私の今の質疑は。ちょっとそんな納得できる内容ではないですけど、問題ないということで認識してよろしかったですかね。人材としては。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。そのように考えて選任をしております。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 吉尾啓介さんについては、町長、提案理由の中では触れられませんでしたけれども、秋田県の公立大学国際教養大学、比較的新しい大学ですけども、この大学の立ち上げに関わられて、初代の副学長兼事務局長だったと思いますけれども、この秋田の国際教養大学、全ての授業を英語で行う、非常に特色のある大学だということのようです。こうした大学の設立に関わられた方の経歴が、今後の大山町のまちづくりにどのように活かされるものと期待しての人選なのか、その辺りについて、御見解をいただきたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。近藤議員御指摘のとおり、その大学の立ち上げに関わっている人物であります。そういった経歴、あるいは人脈等を含めて、今後、町政にプラスになるような働き方をしていただきたいというふうに考えておりますし、その点のみならず、町政全体を幅広く、引き続いて安定的に進めていくために力を発揮していただきたいというふうに考えております。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 136 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 136 号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で本日の日程は終了しました。

次回は明日 12 月 7 日に会議を開き、残りました議案について、質疑を行いますので、定刻、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

---

午前 11 時 00 分散会